

知多市物品等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市及び知多市水道事業（以下「市等」という。）が、知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）に準じて、あいち電子調達共同システム（物品等）を利用して行う物品の買入れ、借入れ、役務の提供等に係る調達の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） 愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、インターネットを利用して入札参加資格申請、電子入札等を行うものの総称をいう。
- (2) 入札参加資格申請システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造、販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理するものをいう。
- (3) 電子入札システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理するものをいう。
- (4) 入札情報サービスシステム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができるものをいう。
- (5) 電子入札 電子入札システムを利用して執行する入札手続をいう。
- (6) 紙入札 電子入札によらず書面により執行する入札をいう。
- (7) オープンカウンタ（公開見積競争） 電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。
- (8) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証書及び商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明

書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(9) I D 電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、市等へ入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。

(10) 執行担当者 発注機関において、電子入札システムを利用する入札案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員をいう。

(11) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(12) 発注者 市等の長をいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象となる契約方式は、次に掲げるものとする。ただし、発注者が電子入札に付することが適当でないと認めるものは、この限りでない。

(1) 一般競争入札

(2) 指名競争入札

(3) 随意契約（オープンカウンタに限る。）

(電子入札システムを利用できる者)

第4条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付されるI D、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更を要しない。

(I Cカードの登録)

第5条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにI Cカードの登録を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのI Cカードが失効したとき又はI Cカードを更新したときは、次に掲げる方法により、I Cカードの登録を行わなければならない。

(1) 登録済みのＩＣカードが失効したとき 新たに取得したＩＣカードにより再度ＩＣカードの登録を行う。

(2) ＩＣカードを更新したとき 登録済みのＩＣカード及び新たに取得したＩＣカードを用いてＩＣカードの更新の登録を行う。

(ＩＣカードの名義人)

第６条 ＩＣカードの名義人は、市等の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から市等の入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、当該受任者とする。

２ ＩＣカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第２項第２号の方法により新たな名義人のＩＣカードに更新しなければならない。

３ 電子入札参加者が、他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとする等、ＩＣカードを不正に使用した場合、発注者は、当該電子入札参加者が行った入札の無効、契約解除等の措置を取ることができる。

(案件登録)

第７条 発注者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録するものとする。

(指名の通知)

第８条 発注者は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書を電子入札システムによりその指名する者に送信するものとする。

２ 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第９条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書（見積書を含む。第１９条に規定する再度入札にあつては、再入札書。以下同じ。）を作成し電子署名等を付した上で、入札受付期間内に発注者へ提出しなければならない。ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付することに代えて、電子入札システムにより見積用暗証番号を入力するものとする。

(紙入札の承認)

第10条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了時まで紙入札参加承認願（第1号様式。以下「承認願」という。）により発注者の承認を得るものとする。

2 前項の規定により承認願の提出があった場合は、発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

(1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがなく、発注者がやむを得ないと認める場合

(2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカード取得手続中の場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があるものと発注者が認めた場合

3 発注者は、紙入札での参加を承認する場合は紙入札承認通知書（第2号様式）により、承認しない場合は紙入札不承認通知書（第3号様式）により不承認の理由を明らかにして、それぞれ通知しなければならない。

4 紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、当該電子入札案件においては、電子入札システムによる手続をすることができない。ただし、紙入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は、有効なものとして取り扱う。

（紙入札の取扱い）

第11条 紙入札の承認願及び紙入札書（第4号様式）の提出場所及び提出方法については、案件ごとに発注者が指示するものとする。

2 紙入札書の受付期間については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

（入札の辞退）

第12条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、発注者へ辞退届（第19条に規定する再度入札にあつては、再入札辞退届）を提出するものとする。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により発注者へ辞退届（知多市建設工事関係等入札者心得書（以下「入札者心得書」という。）第2号様式）を提出するものとする。

2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

(入札の中止)

第13条 発注者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により入札を中止した場合、発注者は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第14条 発注者は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書を送信するものとする。

(開札)

第15条 開札は、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札がある場合、執行担当者は、入札価格及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

3 前項に規定する入力とは、紙入札書の受付順に行うものとする。

4 第2項の場合において、紙入札をした者が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第16条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の3桁の数値）を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第17条 落札者を決定した場合は、発注者は入札参加者に対し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送信するものとする。

(保留の通知)

第18条 発注者は、開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書を送信するものとする。

(再度入札)

第19条 開札をした場合において、入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内
にないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低
制限価格以上の入札がないとき。）は、再度の入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに発注者が指定し、電子入札シ
ステムにより再入札通知書を入札参加者に送信するものとする。

3 再度入札の回数については、2回までの範囲内で案件ごとに発注者が定めるものと
する。

4 前3項の規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しな
いこととする。

(不調)

第20条 発注者は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、
電子入札システムにより不調通知書を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第21条 紙入札参加者に対する第14条、第17条、第18条、第19条第2項及び
前条の通知は、書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第22条 発注者は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合は、知多市の入
札及び契約事務に係る公表に関する事務処理要領の定めに従い、その結果を入札情報
サービスシステムに登録し公表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

第23条 電子入札システムにより送信された入札書及び辞退届は、電子入札システム
のサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

(電子ファイルの提出)

第24条 電子入札参加者は、発注者へ資料を提出する場合は、原則として電子入札シ
ステムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

2 前項の電子ファイルの容量は3MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形
式については、ZIP形式に限るものとする。自己解凍方式(EXE形式)は、これ
を認めない。

- 3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存に使用するファイル形式は、別表のとおりとする。
- 4 電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 5 執行担当者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が可能と執行担当者が判断するときに限り認めるものとする。
- 6 電子ファイルによる送信ができない場合については、発注者の指示するところにより、郵送又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(入札の無効)

第25条 次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに送信のない電子入札
- (2) 電子署名等のない電子入札
- (3) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のICカードを使用する等、ICカードを不正に使用して行った電子入札
- (4) 同一案件において、紙入札による入札書の提出があった電子入札

(障害時等の対応)

第26条 案件登録後、発注者の使用に係る電子入札システムの障害、天災、広域停電、通信障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと発注者が判断したときは、電子入札を中止し、又は紙入札へ変更することができる。

- 2 前項の規定により紙入札へ変更する場合は、執行担当者は、全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は、有効なものとして取り扱うこと。
- (3) 既に送信された入札書は、無効とすること。
- (4) 既に入札書を送信した者は、改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項
(優先順位)

第 27 条 この要領の規定は、電子入札において入札者心得書に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、入札者心得書の規定を適用する。

(委任)

第 28 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表 （第 2 4 条関係）

アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Word2007 形式以上で作成したファイル
Microsoft Excel	Excel2007 形式以上で作成したファイル
その他	・ PDF ファイル（Adobe Acrobat で作成したもの） ・ 画像ファイル（JPEG 又は GIF 形式） ・ 圧縮ファイル（Zip 形式）